

## 第 2 章

## 意匠における取組

我が国企業は、近年の新興国企業の技術力の向上、製造手法のモジュール化等を背景に、コスト競争や従来の技術優位のみでの産業競争力維持が極めて困難な状況となってきている。そのため、消費者の購買意欲を直接的にかき立てる製品デザインの価値が見直されてきており、多くの企業はデザインを製品の魅力を向上させるべき手段として認識している。しかしながら、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとっていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国等の競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な国際意匠登録制度の活用や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

## 1

## 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援

## (1) 複数国への一括出願を可能とするハーグ協定ジュネーブ改正協定に関する取組

## ① ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入

企業活動のグローバル化に伴い、魅力的なデザイン製品の海外発信や海外市場における模倣被害の抑止が、我が国企業の国際競争力を確保する上で重要となってきている。このような国際的な意匠権保護に対する意識の高まりを背景に、企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。こうした状況を踏まえ、日本再興戦略（2013年6月閣議決定）では、知的財産制度の抜本的強化策の柱の一つとして、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下、「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」）に加入することにより、我が国企業の新興国を含めたグローバルな権利保護

を支援することが掲げられた。

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会における検討を経て、意匠法改正法案の可決・成立（2014年4月）、協定加入の国会承認（同年5月）、改正意匠法実施のための政令及び省令の整備を完了し、日本政府は、2015年2月13日に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の加入書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託した。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、加入書寄託の3か月後である2015年5月13日に、日本について発効し、同日に改正意匠法も施行され、その日以降、日本国特許庁は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の第49番目の締約国の国内官庁として、同協定に基づく国際出願の取扱いを開始している。

2015年5月の協定発効以降、同年中に出願された我が国を指定国とする国際出願の数は576件（1,227意匠）、我が国を出願人の締約国とする国際出願の数は128件（381意匠）であり<sup>1</sup>、まだ利用初年度ではあるものの、いずれも月を追うごとに増加傾向を示している。

## ②協定加入後の取組

我が国意匠制度ユーザーに対して、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の利用に関する普及啓発を図るため、2015年及び2016年の2か年にかけて、全国主要都市での制度説明会を継続開催している。特に2016年1～3月の説明会では、WIPO国際事務局での最新審査実務を踏まえた、国際出願の願書及び図面の記載に関する最新の情報提供を行った。

また、国際登録制度の手続改善や更なる利用拡大に向けて、同制度の法的発展に関する作業部会が断続的に招集、開催されており、2015年12月開催以降の会合においては、他の協定加盟国、加盟候補国等とともに、手続救済措置の拡充や意匠図面の作成に関するユーザーガイダンス策定等の議題について、継続検討を実施している。

さらに、協定加盟国の拡大は、我が国を含む国際登録制度のユーザーが制度利用の幅を

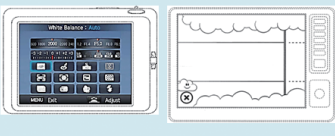
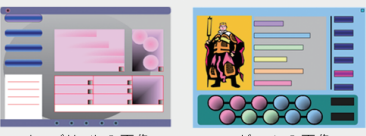
広げる上で重要な事項となるため、ASEAN諸国等、今後の協定加入を予定する国々の早期加入を支援するための取組として、これら諸国の官庁に専門家派遣等を通じた我が国の経験を共有する取組を、WIPO国際事務局とも協力しながら実施している。

## (2)画像デザインの保護拡充に向けた検討

スマートフォンに代表されるモバイル機器の利用拡大等、近年における情報技術の急速な進展を背景に、これらデジタル製品のインターフェイスを担う画像デザインの重要性が大きく高まっている。特許庁は、産業構造審議会第3回意匠制度小委員会においてとりまとめられた報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（2014年1月）を受け、現行法の下で早期に対応が可能な、意匠審査基準の改訂による画像デザインの保護拡充に向けた取組を行った。

2015年3月以降、産業界代表を含む識者委員の参画を得て累次実施した意匠審査基準ワーキンググループにおける検討により、デジタルカメラや携帯電話機の組込画像等、従前からの登録対象であった「物品にあらかじめ記録された画像」に加え、電子計算機にアプリケーションソフトウェアをインストール

2-2-1 図 新たに意匠登録の対象となる画像

| 従来から登録の対象としていた画像<br>○                                                                                                                                                                                                   | 今回登録の対象として追加する画像<br>× → ○                                                                                                                                                                                                                                     | 引き続き登録の対象とならない画像<br>×                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●物品に「あらかじめ記録」された画像</p> <p>・デジタルカメラ等、特定用途の機器にあらかじめ記録された画像</p> <p>(例)</p>  <p>「デジタルカメラ」 意匠登録第1456916号<br/>「呼気分析器」 意匠登録第1470457号</p> | <p>●物品に「記録」された画像</p> <p>・左記の機器が有する機能のアップデートの画像</p> <p>・電子計算機（パソコン、タブレットコンピュータ、スマートフォン等）に記録された具体的な機能の画像</p> <p>→「○○機能付き電子計算機」の意匠として出願</p> <p>(例)</p>  <p>「歩数計機能付き電子計算機」</p> | <p>●外部からの信号等による画像を表示したもの</p> <p>・ウェブサイトの画像</p> <p>・インターネットを介して使用するソフトウェアの画像（クラウドコンピューティングを含む）</p> <p>・テレビ番組の画像</p> <p>●映画等（コンテンツ）を表した画像</p> <p>・映画、ゲームの画像 等</p> <p>(例)</p>  <p>ウェブサイトの画像      ゲームの画像</p> |

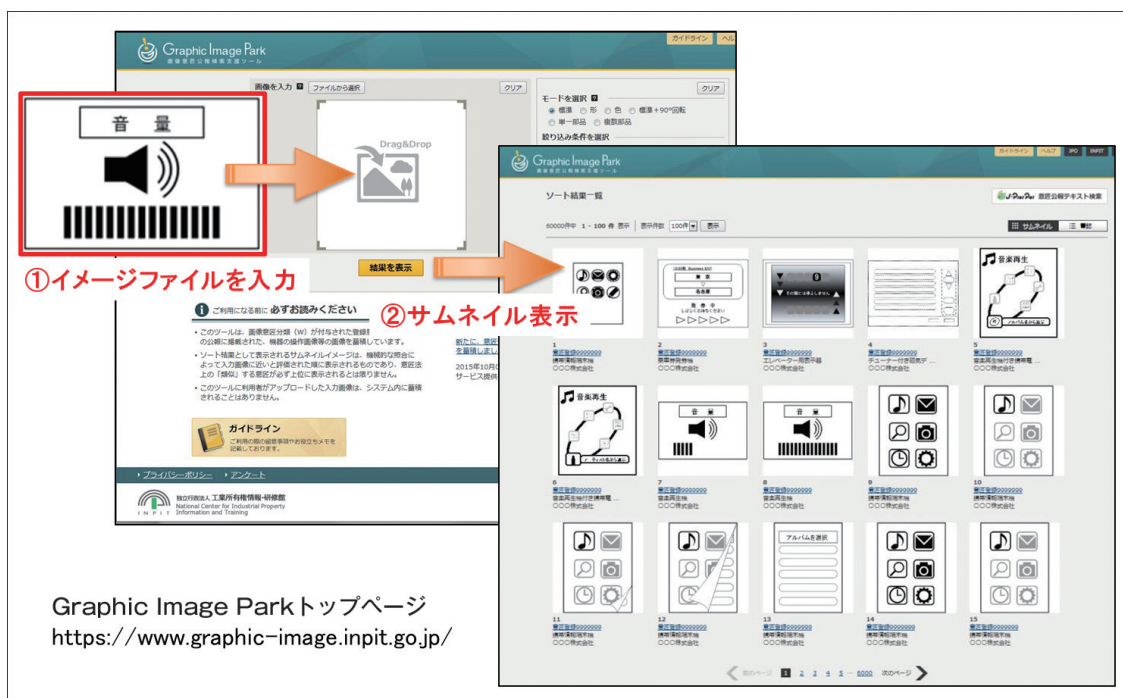
1 WIPO公表数値。(http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp)

することで生成される「物品に事後的に記録された画像」についても、新たに意匠登録の対象とすることを趣旨とする、画像を含む意匠についての改訂意匠審査基準案がとりまとめられた（2015年11月）。

この改訂意匠審査基準案は、その後のパブ

リックコメント及び意匠制度小委員会における承認（2016年1月）を経て内容とその実施が確定し、2016年4月1日以降の意匠登録出願の審査において適用されることとなっている。

### 2-2-2 図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の利用イメージ



また、このような意匠権による保護拡充を行うに際しては、画像デザインを取り扱うデザイナーや事業者のクリアランス負担の増加を抑制する仕組みも不可欠となるため、イメージマッチング技術を利用した登録意匠（画像

を含む意匠）の検索支援ツールを新規に開発し、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供するウェブサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）」として、2015年10月1日から一般提供を開始した。

## 2

## 意匠審査の品質向上に向けた取組

## (1) 品質管理に関する取組

特許庁は、意匠審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

## ① 品質ポリシー・品質マニュアルの公表

2014年8月に、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」を公表した。また、品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」（2014年12月公表）について、2015年度の実施体制を反映させるために、2015年6月に改訂しこれを公表した。

## ② 審査官・決裁者間の協議

案件の処理方針等のばらつきを抑制するため、審査官と決裁者間の協議を行い、必要に応じて他の審査官へ協議結果を共有している。

## ③ 品質保証

審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件チェック（決裁）を行っている。

## ④ 品質検証

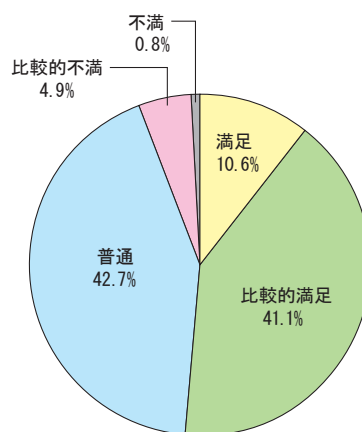
## a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。

## b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映すべく、アンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2015年度は、国内企業等約330者を対象に実施した。意匠審査に関する全体としての質の評価において、普通以上の評価の割合は94.4%であり、そのうち「満足」と「比較的満足」の評価を合わせた割合は51.7%であった。

2-2-3 図 ユーザー評価調査の結果



## (2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、外部有識者からなる審査品質管理小委員会を設置した。2015年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、2014年度に作成した評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた<sup>1</sup>。

1 [http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm)

### 3 デザイン・意匠制度の活用の促進

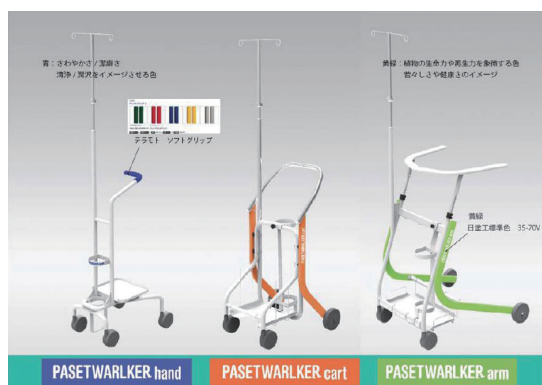
近年、顧客の嗜好性や使用感等の観点を重視し、安易なコスト競争に陥らずに高付加価値化を進めるために、デザインを活用した製品開発の導入が進んでいる。

特許庁は、企業が戦略的にデザインを活用しつつ意匠制度を利用できる環境を醸成するために、専門家の派遣、デザイン産学連携の促進等の取組を実施している。

#### (1) デザイン・意匠制度の活用のための専門家派遣

戦略的なデザイン開発と意匠制度の活用支援を強化するために、知財総合支援窓口を通じて、2012年度から、地域に不足するデザイン及び意匠制度に関する専門家の派遣施策を開始した。商品開発のスタート段階から知的財産の権利化及び活用を意識するマインドを

醸成し、製品化、販売に至る過程において戦略的な意匠出願を支援することを目的としている。案件に応じて、デザインコンサルタント、デザイナー、意匠活用のノウハウを有する弁理士を全国に派遣し、知財総合支援窓口担当者同席の下、地域中小企業からの相談を受けている。2013年度からはブランド・商標及び海外知的財産の専門家派遣も開始した。



デザインに関する相談をきっかけに、商品化や展示会出展を行った事例（簡単に点滴器具を搭載して歩行訓練ができる歩行支援器）

デザインについては、商品戦略の整理、自社のセールスポイントの抽出、販売チャンネルの検討、製品設計の見直し提案、製品形状への一般的なアドバイス等を行っている。意匠制度については、製品形状に応じた効果的な出願方法、先行意匠との類否関係のアドバイス、部品の意匠の出願と部分意匠出願の使い分け、海外出願時の留意点、他法域との保護の組合せ等のアドバイスを行っている。本年度も食器、靴、衣類、アクセサリ、家具、パッケージデザイン等の幅広い分野のインダストリアルデザインに関する相談に対応した。2015年度はデザイン・意匠専門家の派遣回数は42回であった。本専門家派遣事業がきつ

かけとなり、製品開発、意匠出願に至った例もある。

また、全国各地で開催されるデザインセミナーやデザインイベントに特許庁職員を講師として派遣して意匠制度の説明を行い、創作されたデザインが適切に保護され、更なる創作に繋がるように、意匠制度の活用の促進に取り組んでいる。2015年度は、「くまもと[デザイン]×[知財]トライアル事業 kick off イベント “デザインのトリセツ”」「DESIGN EXPO NAGASAKI 2015 “デザインのトリセツ”」「四国デザインサミット in 香川」「合志市クリエイター創業育成塾知財セミナー」等に講師を派遣し、デザイナー、デザインの活用を目指す事業者、

デザインを学ぶ学生等を対象に、意匠制度の概要や活用方法等の説明を実施した。

## (2) デザイン産学連携及び大学発デザイン保護の促進

近年、美術・デザイン系大学等が企業と協働し、地域や大学の特色を活かしつつ、新たなデザインを創出するデザイン産学連携の取組が活発化している。例えば、大企業の委託を受けた大学が、先進的な製品・サービスの提案や人間工学等に基づいた客観的な製品評価を行う例、また、中小企業が自社技術を活用した製品を大学と共同開発する例等、多様な取組が行われている<sup>1</sup>。

### ① デザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形の提示

デザイン産学連携が活発化している一方で、美術・デザイン系大学等と企業等がデザイン契約を行うに当たり、知的財産の取扱いに関して多くの課題があることが明らかになっ

ている。そこで、特許庁では大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容进行分析し、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形を提示した<sup>2</sup>。

### ② 美術・デザイン系大学等のネットワークへの広域大学知的財産アドバイザーの派遣

美術・デザイン系大学は、一般に総合大学や理工系の大学に比べ知的財産管理体制の整備が遅れている。特許庁・INPITは、美術・デザイン系大学等からなる広域大学ネットワークに対しても、知的財産マネジメントに精通した専門家である広域大学知的財産アドバイザーを2015年度まで派遣し、適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを推進してきた。2016年度からは、新たに産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、美術・デザイン系大学等における産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントの支援を行う予定である。

## 4

## 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、類似・関連意匠情報の提供、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

### (1) 意匠関連情報の整備

海外ユーザーや海外知財庁による理解の一助とするため、2016年3月に改訂した意匠審査基準第7部第4章「画像を含む意匠」を英訳し、特許庁のウェブサイトにて公表した。

さらに、2015年度も、2011年7月の画像を含む意匠についての意匠審査基準の改訂後に登録された画像を含む意匠の中から、参考となる事例を蓄積し、「画像意匠登録事例集」として特許庁のウェブサイトにて公表し、内容を一層充実させた。また、部分意匠の出願

のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠審査における類否判断について参考となる事例をまとめた「部分意匠の関連意匠登録事例集」についても、事例を追加し、特許庁のウェブサイトに掲載した。

### (2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）につい

1 特許庁「平成22年度大学知財研究推進事業－大学発デザインの産学連携及びその保護の取組に関する研究報告書－」

2 特許庁「平成23年度大学知財研究推進事業－デザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方に関する研究報告書－」

ては、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用を開始した。2007年度からは、意匠法第3条第1項第3号(新規性)に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、2011年度からは従前の運用に加え、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知(意匠法第9条第2項、第10条第1項)についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となると考え、2015年1月から、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を開始した。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査(サーチ)を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始した。

### (3)意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール<sup>1)</sup>」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

### (4)特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)による類似・関連意匠情報の提供

意匠の類否判断の参考となるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(2015年3月22日までは特許電子図書館(IPDL))において、本意匠と類似意匠、本意匠と関連意匠の関係を簡単に検索できる「類似・関連照会」サービスの提供を2006年3月から開始している。この機能により、日本意匠分類ごとに本意匠と類似意匠若しくは関連意匠として登録された相互に類似する意匠を参照することができ、類否判断の目安とすることができる。

2-2-4 図 特許庁ウェブサイトで公開されている意匠審査スケジュールの例

| 意匠分類 |        |                             | 審査対象出願年月 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 審査時期(月・週) |   |     |      |   |      |
|------|--------|-----------------------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-----------|---|-----|------|---|------|
| 分類記号 | Dターム記号 | 主な物品                        | H27      |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | H28 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 上半期       |   |     | 下半期  |   |      |
|      |        |                             | 1        | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 月・週       | ～ | 月・週 | 月・週  | ～ | 月・週  |
| 60   | 00     | 61～64に属さないその他の運動又は運動機械      |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 8.1       | ～ | 8.4 | 2.1  | ～ | 2.4  |
| 61   | 000    | 運動機つり上げ機、車両用乗り板             |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 8.1       | ～ | 8.4 | 2.1  | ～ | 2.4  |
|      | 10     | エレベーター、エスカレーター、コンベヤー        |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 8.1       | ～ | 8.4 | 2.1  | ～ | 2.4  |
|      | 200    | 乗車上げ機等チェンブロッカー、ジャッキ及びリフト    |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 8.1       | ～ | 8.4 | 2.1  | ～ | 2.4  |
|      | 500    | 運動機パレット、コンテナ、搬送用ポンプ、運動機リール等 |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 5.1       | ～ | 5.4 | 11.1 | ～ | 11.4 |
|      | 60     | 運動機リール                      |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 9.3       | ～ | 9.4 | 3.3  | ～ | 3.4  |
| 62   | 0      | その他の車両                      |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 6.1       | ～ | 6.4 | 12.1 | ～ | 12.4 |
|      | 10     | 動力走行車両、鉄道車両、その他の自動車         |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 6.1       | ～ | 6.4 | 12.1 | ～ | 12.4 |
|      | 2100   | 乗用自動車等                      |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 4.1       | ～ | 4.4 | 10.1 | ～ | 10.4 |
|      | 29000  | 自動車用駆動止め、自動車用駆動、自動車用リフト等    |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 7.1       | ～ | 7.4 | 1.1  | ～ | 1.4  |
|      | 29100  | 自動車用パンパーム、自動車用変換等           |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 4.1       | ～ | 4.4 | 10.1 | ～ | 10.4 |
|      | 292    | 自動車用駆動部品又は自動車用走行関係部品        |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 7.1       | ～ | 7.4 | 1.1  | ～ | 1.4  |
|      | 29300  | 自動車用運動機械関係部品及び付属品           |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 5.1       | ～ | 5.4 | 11.1 | ～ | 11.4 |
|      | 2940   | 自動車用駆動部品及び付属品               |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 7.1       | ～ | 7.4 | 1.1  | ～ | 1.4  |
|      | 29500  | 自動車用外装部品及び付属品               |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 9.1       | ～ | 9.4 | 3.1  | ～ | 3.4  |
|      | 29600  | 自動車用内装部品及び付属品               |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 5.1       | ～ | 5.4 | 11.2 | ～ | 11.4 |
|      | 2970   | 自動車用照明器具                    |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 4.1       | ～ | 4.4 | 10.1 | ～ | 10.4 |
|      | 300    | 自動車用駆動                      |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 6.1       | ～ | 6.4 | 12.1 | ～ | 12.4 |
|      | 3970   | 自動車用照明器具                    |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 4.1       | ～ | 4.4 | 10.1 | ～ | 10.4 |
|      | 400    | 自転車、自転車用照明灯                 |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 8.2       | ～ | 8.4 | 2.2  | ～ | 2.4  |
|      | 500    | 運動機、トローラー                   |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 5.1       | ～ | 5.4 | 11.1 | ～ | 11.4 |
|      | 9000   | 車両部品及び付属品                   |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 7.1       | ～ | 7.4 | 1.1  | ～ | 1.4  |
|      | 9010   | 車両用バックミラー                   |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 9.1       | ～ | 9.4 | 3.1  | ～ | 3.4  |
|      | 902    | 車両用マフラー、車両用タイヤ防凍具、車両用ブレーキ等  |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 7.1       | ～ | 7.4 | 1.1  | ～ | 1.4  |
|      | 91100  | 車両用駆動、自動車用ホイール              |          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 4.1       | ～ | 4.4 | 10.1 | ～ | 10.4 |

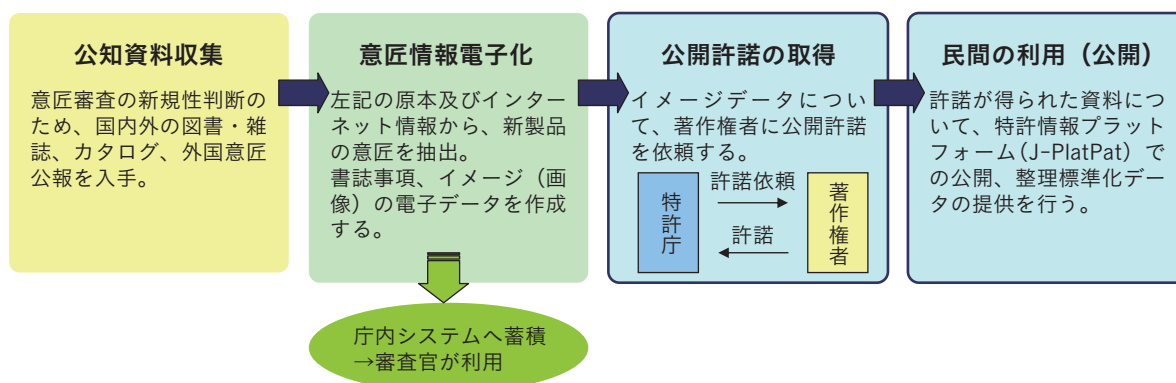
1 [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/isyou\\_schedule\\_j.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/isyou_schedule_j.pdf)

### (5) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを、意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することによって、企業等において先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料としても利用できるようになり、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待でき

る。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat（旧IPDL）等を通じて広く一般公開している。J-PlatPat（旧IPDL）においては、2006年3月より、意匠公知資料番号からその資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービス、また2009年10月より、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを提供している。

2-2-5 図 意匠公知資料の収集と公開の概要



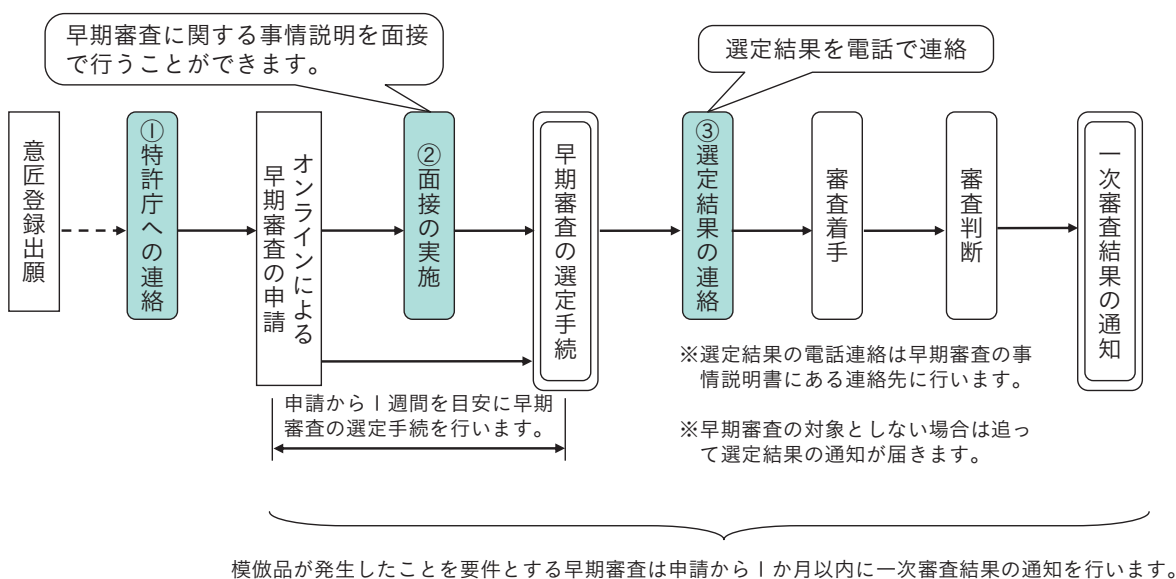
## 5 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987年12月15日に導入され、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2015年は、早期審査の申請は171件であり、申請から一次審

査通知までの期間は平均1.8か月であった。

また、2005年4月からは、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2015年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は22件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.7か月であった。

2-2-6 図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要



## Case 5

## 知的財産活用企業 ―2016年度知財功労賞受賞企業より その5―

製品企画から市場投入までスピードを重視した知財ミックス戦略で  
高付加価値製品とブランドを確立 株式会社ロゴスコポーレーション

株式会社ロゴスコポーレーション（大阪府）は、ファミリーアウトドアブランド「LOGOS」を中心としたアウトドア用品・アウトドアウェアなどの企画・販売・製造や店舗運営事業を展開している。「世の中になくもの」を創り出せの一貫したポリシーのもと、「気楽に楽しめる欧米のキャンプ文化」の国内浸透を目標に、日本独特の新しいアウトドア文化を創出し、日本を代表するアウトドアブランドの地位を確立している。

知的財産に関する社内体制は、特許・意匠は製品開発部門、商標は広報部門が、直接経営層と協議できる体制を構築しており、各部門が営業部門と連携しながら経営戦略に沿った製品企画やブランディング戦略をスピーディーに実行。社長のリーダーシップの下、「中小企業が大企業に勝つためには法的根拠が必要」との考えに基づき、知財の権利化や活用を積極的に取り込むことで、高付加価値製品の展開及びブランド力強化を図るビジネスモデルを構築している。

また、保有する知的財産権については、他社による権利侵害に対してその都度警告書を発出。警告を無視する侵害者には税関による輸入差止措置を実施し、業界内で「知財にうるさい企業」として認識され、その抑止力に効果を上げている。

知的財産権の出願・取得状況は、営業活動においてもセールスポイントとしても活用されている他、営業担当者やマーケティング担当者自らが提案したアイデアが、開発担当者との連携を通じて知財として保護され、売り上げに貢献していることを実感として理解することにも利用されており、社内の知財活用に対する理解と知財を活用したビジネスモデルの構築にも役立てられている。

商品開発で生じた発明等は迅速かつ積極的に出願を行っており、また、シンプルな構造のものを出願する場合は秘密意匠制度も活用。中小企業の強みである機動力を活かして特許や意匠・商標の知財ミックスを駆使した戦略で製品企画から市場投入までのスピードを重視した迅速かつ積極的な出願を行っている。オープン料理や鍋料理が1台で楽しめるグリル「LOGOS the KAMADO」は、秘密意匠と特許の知財ミックスで保護したヒット商品となっている。



キャンプ用品をはじめアパレルも含めトータル提案を実施



多機能万能調理グリル「LOGOS the KAMADO」